

シリーズ

「キラリ企業」の現場から 第18回

当社の支援サービスをご利用いただいている元気企業を紹介する「キラリ企業の現場から」。第18回目は、徹底した顧客志向で、数多くのアイデアを盛り込んだ製品を創造し続けるファッションバッグ界の老舗、株式会社ヤマト屋（墨田区）をご紹介します。同社は開発した製品の特許権等で保護することに力を入れており、東京都知的財産総合センターの相談事業を始めとして、外国特許出願費用や、外国侵害調査費用に関する助成事業をご利用いただいています。

「人は人のために共に生きてこそ人なり」

～お客様のご満足と感動を求めて「隙間を埋めるモノ創り」～

株式会社ヤマト屋

創業116年目を迎えるファッションバッグ業界の老舗

（株）ヤマト屋は明治25年に浅草仲見世で和装小物小売業として創業。昭和27年から袋物製造卸売業を開始し、昭和39年には日本で初めての、小さくたためてポケットにしめる「ハイバッグ」を開発し、それまで使用されていた風呂敷に取って代わるほどの革新を起こした。その後も数々のアイデアを盛り込み、独創的な製品を開発し続けてきた、ファッションバッグ業界の老舗である。

同社は経営理念として、『人はひとのために共に生きてこそ人なり』お客様のご満足と感動を求めて『隙間を埋めるモノ創り』を掲げている。これは、自分（ひと）のためだけではなく、他人（ひと）のために、しかも一緒に生きてこそ人間（ひと）である。そして、世の中の隙間を探しては、その隙間を埋めるようモノ創りをしていく、という考え方である。同社が大切にするのは、「こんなものがあつたらいいのに」や「これで困っている」という顧客からの要望である。



日本で初めてのポケットブルバッグ
「ハイバッグ」

すべて国内製造 外注先の全てが「ヤマト屋」の一員・仲間である

同社はすべての製品が日本製であることにこだわりを持っており、裁断から縫製まですべて国内で行っている。日本製にこだわるのは、安定した高品質を維持するためである。

同社では年に2回、外注先の業者を集めて品質管理についての研究会を開催している。また、顧客の要望を大切に、常にそれを製品開発に結び付けてきた同社は、生産途中で製品の仕様を変更し、進化することもあり、国内の業者でなければこうした素早い対応ができないことも日本製にこだわる理由になっている。

同社社長の正田氏は、取引先に対して「縁があってヤマト屋が仕事を依頼することになった皆さんは、バッグ製造という共通の世界を共有する仲間である。皆さんもヤマト屋の一員であるという意識をもって仕事をして欲しい」ということを伝え続けている。



企画から出荷まで、すべて国内で行うことで品質を維持している

顧客の要望に応えて常に進化し続ける

顧客の声を元に開発された製品の例として、ポリカーボネイトを使用したバッグがある。従来のバッグはポリウレタン系素材をバッグの表面に貼り付けていたが、年月を経ると空気中の水分との加水分解反応や、手の汗に含まれるアンモニアとの反応で、表面が「ボロボロ・ベタベタ」になってしまう。

ある時、顧客から「ボロボロ・ベタベタ」になってしまったバッグの修理依頼を受けたことをきっかけに、同社はこのように表面が劣化しないバッグを作ることはできないか、と考えた。数々の試行錯誤を重ねた結果、ポリカーボネイトという素材を採用することで、問題の解決に成功した。従来のポリウレタンコーティングに比べ、耐久性に優れ、雨にも強く、紫外線による色あせもしにくい製品として、現在では同社の主要製品となっている。

ポリカーボネイトとは、プラスチックの一種で、工業製品・自動車・電気製品に使われるエンジニアリングプラスチックである。特徴として、丈夫で衛生的で光・雨などの環境変化に強い素材である。一般的にはCD、窓ガラス、ゴーグル等に使用されている。同社はこの素材を薄皮膜状にしてバッグ素材の表面に貼り付ける方法について、平成17年に特許出願を行った。この製品は中国、韓国、米国、欧州でも販売する予定があったため、当センターの「外国特許出願費用助成事業」を利用し、外国での権利保護対策も行ったものである。

模倣品を許さない姿勢で「外国侵害調査費用助成事業」を利用

同社が知的財産の保護に力を入れているのは、過去に特許等で権利保護をしなかったために、苦労して開発した製品を他社に模倣された苦い経験があるからだ。それからは、新しい製品ができると、技術的なものであれば特許権や実用新案権、デザインであれば意匠権、製品のネーミングであれば商標権を取得し模倣品対策を行っていた。

しかし、同社の製品が海外でも販売されるようになると中国、韓国、台湾といったアジア諸国で模倣品が見つかるようになってきた。平成19年1月、韓国のあるインターネットサイトで同社の製品の模倣品が発見された。同社は韓国において製品に付される商標権の取得が遅れたため、同社の商標を勝手に使用され、模倣品は形状もそっくりに造られていた。

海外の模倣品を止めるためには、現地での事実確認のための調査が重要である。この調査により模倣品製造先を特定し、どんな形で製品の製造、流通を行っていたかを明らかにし、判明した証拠を元に模倣品製造先に対して、警告、訴訟などを行っていく。

同社は模倣品対策に関する助成金制度があると知り、当センターを訪れた。そして調査実施前にセンターでのアドバイスを受け、有効な調査方法、対策等について十分な検討をした上で助成金を申請、採択された。調査の結果、模倣品製造先が特定でき、相手方に対して模倣品の製造・販売を今すぐ止めるよう弁理士を通じて警告・交渉を行った。こうして同社の模倣品を許さない姿勢が功を奏し、模倣品は激減した。

品質を守り続けるために必要な知的財産権

今回の模倣品については止めることができたが、国内、海外を問わず、いつ模倣品が出てくるかわからない。「ヤマト屋」の名前を騙った質の悪い製品が市場に出回るのは、同社の信頼が損なわれるだけでなく、顧客との信頼関係にも影響を及ぼす。こうした被害を食い止めるためにも、知的財産権を活用して権利を保護していかなければならない。

しかし、知的財産権の保護には多額の費用が必要であり、同社には知的財産の専任の担当者もいないため、今後も当センターを活用し「ヤマト屋」のブランドを守って行きたいと正田社長は語っている。



ポリカーボネイトを使用した同社の製品



知的財産の保護活用に取り組む正田社長

(東京都知的財産総合センター 楠見真幸)

企業名：株式会社ヤマト屋

代表者：正田 喜代松 資本金：3,750万円 従業員：45名

所在地：東京都墨田区東向島2-26-31

TEL：03-3616-2366 FAX：03-3616-2370

URL：http://www.yamatoya-tokyo.co.jp/